

## 大阪市条例第21号

### 教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第3条 [略] 2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務ごとに同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。 [表 別紙2 挿入] [3 略]	(教員特殊業務手当) 第3条 [同左] 2 [同左] [表 別紙1 挿入] [3 同左]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載は注記である。	

#### 附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じたこの条例による改正前の教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例による手当については、なお従前の例による。

[第3条第2項の表 別紙1]

業務	区分	手当の額
[同左]		
前項第4号に掲げる業務	(1) 休日において、業務に従事した時間が引き続き <u>4時間</u> 以上であるとき  (2) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き <u>4時間</u> 以上であるとき	<u>3,600円</u>
	(3) 休日において、業務に従事した時間が引き続き2時間以上 <u>4時間未</u> 満であるとき  (4) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き2時間以上 <u>4時間未</u> 満であるとき	<u>1,800円</u>
[同左]		

[第3条第2項の表 別紙2]

業務	区分	手当の額
[略]		
前項第4号に掲げる業務	(1) 休日において、業務に従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上であるとき	<u>3,900円</u>
	(2) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き <u>3時間</u> 以上であるとき	
	(3) 休日において、業務に従事した時間が引き続き2時間以上 <u>3時間未満</u> であるとき	<u>2,600円</u>
	(4) 4時間勤務日等において、所定の勤務時間以外に業務に従事した時間が引き続き2時間以上 <u>3時間未満</u> であるとき	
[略]		